

東久留米市国民保護計画 を策定しました

市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）いわゆる「国民保護法」に基づき「東久留米市国民保護計画」を策定しました。

策定に当たっては、防災関係機関の代表者で構成する「東久留米市防災会議」の委員のほか、薬剤師会、接骨師会、社会福祉協議会、自主防災組織、自衛隊の代表者を加えた24人の委員からなる「東久留米市国民保護協議会」で議論を行いました。さらに、市民の皆さんからの意見募集も行った上で、都知事との協議が整ったことにより成立したものです。

なお、この計画書は、5月15日（火）から、ホームページ、市政情報コーナー（市役所2階）、総務部総務課窓口（同4階）、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所および図書館でご覧になれます。詳しくは同課防災係 ☎470・7714へ。

計画の概要

1 目的

武力攻撃事態等が発生した場合に、国の方針に基づき、市民の生命、身体および財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう避難、救援等の「国民保護措置」を的確かつ迅速に行うために、あらかじめ定められているものです。

3 平素からの備え

緊急時に住民の避難や救援などを実施するために必要な備えを定めまします。



武力やテロ等から市民を守ります

（1）武力攻撃事態 着上陸攻撃、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃

（2）緊急対処事態 危険物質を有する施設への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃、交通機関を破壊手段とした攻撃

交通災害共済

「ちょこっと共済」 に加入しましょう

万一の交通事故に備えて「東京都町村民交通災害共済」に加入しませんか。

現在、19年度の加入申し込みを随時受け付けています（共済期間は加入日の翌日、20年3月31日）。安心のために、ご家族そろってお申し込みください。

【加入資格】市内に在住で住民登録または外国人登録のある方

【会費】選べる2コース制
Aコース 年額10000円で最高300万円の見舞金
Bコース 年額5000円で最高150万円の見舞金

加入の申し込みは、会費を添えて、地域政策課（市役所5階）または上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、市内金融機関の窓口で受け付けています（郵便局では受け付けていません）。

詳しくは同課 ☎470・7764へ。



農業ふれあいマップを7年ぶりに発行しました！

市内には野菜や花などを庭先などで販売する直売所が多数あります。どの直売所も取れ立ての新鮮な農産物でお客様に喜ばれています。

これらのうち、農家の方の了承を得た86カ所を地図付きで紹介した冊子「ひがしくるめ農業ふれあいマップ」（34ページ）を7年ぶり



一目で旬のものが分かるカレンダー付き！

1冊付きで、今回は健康課の協力による各種野菜の栄養などについての「ワンポイントメモ」を全ページにわたって掲載しています。いつ、どこで、何が買えるかこの一冊で分かります。ぜひご利用ください。詳しくは同課 ☎470・7743へ。

また、ぶが旬カレンダー

組織・体制の整備 災害対策の仕組みを活用して、24時間即応可能な体制を整備します。関係機関との連携体制の整備 国民保護措置を実施するに当たり、国・都・近隣市区および防災関係機関等との連携体制について整備します。通信の確保 国民保護措置を的確・迅速に実施するために必要な通信手段の整備に努めます。警報・避難指示の伝達 防災行政無線や関係機関が所有する車両による広報など、多様な手段を活用し、迅速・的確に情報伝達する体制を構築します。訓練の実施

広く市民や事業者にも参加を呼び掛け、警察署、消防署と連携協力した訓練を実施します。人・物資の運送体制 大量の避難住民や救援物資の緊急輸送を行うため、運送事業者との連携を確保します。物資・資機材の備蓄 救援に必要な物資や資機材は、原則として災害用の備蓄を活用します。普及・啓発 住民や事業者が国民保護に関する認識を深め、大規模テロ等に対して適切に行動できるように、さまざまな媒体を活用するなど普及・啓発に努めます。

市は、市長を本部長とする「東久留米市国民保護対策本部」を設置し、住民の避難や救援などの国民保護措置を総合的に推進します。

平時における危機情報の監視 都警察、消防等と連携し、常にテロの兆候や情報の把握に努めます。テロ災害の拡大防止 テロ災害の拡大を防止するため、駅舎等の大規模集客施設やライフライン等への警戒対応の強化の要請などを行います。多様な媒体を活用した情報伝達 様々な場所にいても警報等を迅速・確実に伝達できるように、関係機関等の協力を得て、多様な伝達手段の確保に努めます。

6月末で終了します 福医療助成制度は 生まれ方へ

福医療助成制度は都の事業（該当する方に申請書を送付しますが、これまで保険年金課で行っていました）の払い戻しを行ってまいりました。しかし、福医療証のてびきでも既にお知らせした通り、福医療助成制度は6月末で終了するため、7月以降の窓口は本来の窓口である都に戻ります。

市での払い戻しを申請する場合は、6月8日（金）までにお願います。それ以降に払い戻しの申請をする場合は、申請書をお預かりし、都に郵送するのみとなりますのでご注意ください。

詳しくは同係 ☎470・7805へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	6日・13日 20日・27日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士 5月24日(木) 6月7日(木)	市役所2階 相談室
登記相談	6日(水)午後1時から	司法書士	6月1日(金)	
表示登記相談	6日(水)午後1時から	土地家屋調査士	6月1日(金)	
税務相談	13日(水)午後1時から	税理士	6月8日(金)	
人権身の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	6月12日(火)	
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	6月15日(金)	
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	6月21日(木)	
相続・遺言・成年後見等 手続相談	13日(水)午前10時から	行政書士	6月7日(木)	
年金・労災・雇用保険・ 人事管理等相談	27日(水)午前10時から	社会保険労務士	6月22日(金)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	
女性の悩みごと相談	4日・11日 18日・25日	いずれも月曜日 午後1時半～4時半	女性 カウンセラー 5月21日(月) 6月4日(月)	男女平等 推進センター
女性弁護士による 法律相談	1日(金)午前9時半～ 午後零時半	女性弁護士	5月18日(金)	☎472・0061
耐震相談	13日(水) 午後2時～5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 月曜～金曜日 電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

6月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	15日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所1階 屋内ひろば
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階 ワークコーナー
住宅増改築相談	14日(木) 午前10時～午後4時	市住宅増改築等 斡旋事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)
電話なんでも相談 (東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の 午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア 相談員	東久留米市社会 福祉協議会
《訪問します》			
妊婦訪問相談	訪問希望の方は健康課 ☎477・0022	助産師	ご自宅

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。